

一般社団法人日本住宅リフォーム産業協会
(JERCO) 会員限り

【グリーンリフォームローン】

技術基準・住宅改良工事確認手續のご案内

※JERCO会員が、グリーンリフォームローンの住宅改良工事確認をJERCOに申請するための資料です。



住まいのしあわせを、ともにつくる。

住宅金融支援機構

2025年10月

目次

1	【グリーンリフォームローン】の概要	1
2	JERCO に申請できるリフォーム工事	2
3	住宅改良工事確認手の流れ	3
4	住宅改良工事確認申請時の提出書類	4
5	住宅改良工事確認申請書の記載例	5
6	工事前・工事後の写真の撮影方法	7
7	納品書等に関する注意事項	12
8	「グリーンリフォームローン対象住宅に関する確認書」 受取後の手続	13
<参考>	省エネ基準（仕様基準）について	14

～この案内をご利用いただくにあたって～

- この案内は、一般社団法人日本住宅リフォーム産業協会（以下「JERCO」という。）の会員が、グリーンリフォームローンの住宅改良工事確認をJERCOに申請するにあたり、融資の対象となる工事の技術基準や住宅改良工事確認手続について説明したものです。
- 融資限度額や融資手続等の詳細は、住宅金融支援機構ホームページをご確認ください。

融資の対象工事

必要な工事（要件工事）

エネルギー消費性能向上工事
【グリーンリフォームローン】
または
【グリーンリフォームローン】S

その他の融資対象となる リフォーム工事

・増改築工事
・修繕・模様替え等

融資の詳細



#

1 【グリーンリフォームローン】の概要

【グリーンリフォームローン】とは、一定の基準を満たす省エネリフォームに対する全期間固定金利のリフォーム融資です。【グリーンリフォームローン】**S**とは、【グリーンリフォームローン】をお申込みのお客さまが、さらに省エネルギー性能の高いリフォーム工事を行う場合に、【グリーンリフォームローン】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

(1) 融資を受けるために必要な工事（要件工事）

【グリーンリフォームローン】

- 開口部または躯体を「断熱改修」して
省エネ基準を満たすリフォーム工事
- 「省エネ設備」を設置(交換)するリフォーム工事

【グリーンリフォームローン】**S**

- 開口部および躯体を「断熱改修」して
ZEH水準を満たすリフォーム工事

(2) その他の融資対象リフォーム工事

上記(1)の融資を受けるために必要な工事（要件工事）と併せて実施する場合に融資の対象となる工事です。単独では融資の対象となりません。

＜その他の融資対象リフォーム工事の例＞

要件工事に該当しない省エネリフォーム工事
節湯水栓、暖冷房設備、熱交換換気設備、LED照明、蓄電池（発電設備と連携するものに限ります*。）、節水型トイレ等の設置または交換 *電気自動車は対象外です。
省エネリフォーム工事以外のその他のリフォーム工事
● キッチンの取替 ● 洗面所の交換 ● 手すりの設置 ● クロスの貼り替え ● 外壁塗装 ● シャッターの取り付け工事 ● 外構工事（塀の設置、自転車置き場の設置、植樹・造園工事）

(3) JERCO に申請できるリフォーム工事

JERCO に住宅改良工事確認を申請できるリフォーム工事は、上記(1)及び(2)のうち、「工事前」と「工事後」の写真で、工事内容を確認できるものに限定しています。

種別	工事内容		JERCO への申請
グリーンリフォームローン	断熱改修工事	躯体（断熱材交換等）	×（申請不可）
		開口部	○
	省エネ設備設置工事		○
グリーンリフォームローン S	ZEH水準への改修工事		×（申請不可）

2 JERCO に申請できるリフォーム工事

JERCO に住宅改良工事確認を申請できるリフォーム工事は、1 の(1)の融資を受けるために必要な工事（要件工事）（1 ページ）のうち、以下の工事となります。

また、以下の要件工事に付随して実施する「その他の融資対象リフォーム工事」（「工事前」と「工事後」に確認できるものに限る。）についても、その工事が実施されていることを確認します。

断熱改修工事	
外気に接する開口部（窓・ドア）の工事 （一箇所以上）	工事後の工事箇所が省エネ基準（仕様基準）を満たす工事 ☞省エネ基準（仕様基準）14ページ
省エネ設備設置（交換）工事	
対象設備 （アからクまでのいずれか）	性能に関する基準
高効率給湯機	アからエまでのいずれかの設置又は交換
ア 電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート）	
イ 潜熱回収型ガス給湯機（エコジョーズ）	
ウ 潜熱回収型石油給湯機（エコフィール）	
エ ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 （ハイブリット給湯機）	
オ 太陽光発電設備	太陽電池アレイシステム容量が1 kW以上（J I S 等に 基づく測定・記載による）のもの ※全量売電の場合は対象外
カ 太陽熱利用設備	子育てグリーン住宅支援事業または子育てエコホーム支援事 業で対象としている設備 ※上記以外のものでも次の設備は対象となります。 ・ J I S A 4111（太陽熱温水器）に規定される自然循環形太陽熱 温 水 器 で エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 計 算 プ ロ グ ラ ム （ https://house.app.lowenergy.jp/ ）で評価できるもの
キ 高断熱浴槽	子育てグリーン住宅支援事業または子育てエコホーム支援事 業で対象としている設備で対象としている設備 ・ J I S A 5532（浴槽）に規定される「高断熱浴槽」と定義された浴 槽の性能を満たすもの
ク コージェネレーション設備 （エネファーム）	一次エネルギー消費量計算プログラムで省エネ効果を評価でき る設備

上記に該当しない工事は、適合証明検査機関による物件検査が必要となります。

・適合証明検査機関は、住宅金融支援機構ホームページに一覧表(PDF ファイル)を掲載しています。

（<https://www.jhf.go.jp/loan/kijyun/index.html>）



・物件検査手数料は、お客さまの負担となります。物件検査手数料は、適合証明検査機関によって異なります。

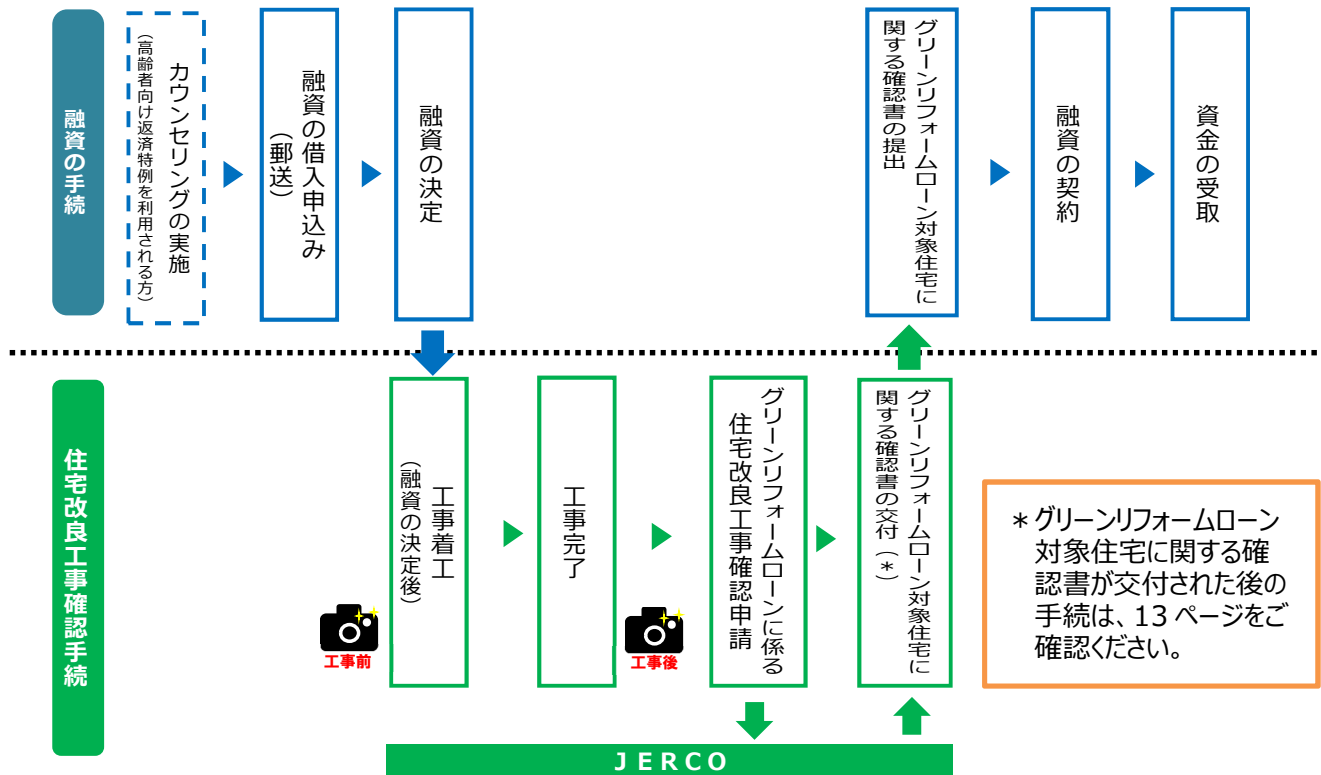
・適合証明検査機関による物件検査は、工事前と工事後の2回の検査が必要です。

申請先検査機関



3 住宅改良工事確認手続の流れ

住宅改良工事確認手続の流れは以下のとおりです。



※全ての工事（要件工事以外の工事を含みます。）の工事前・工事後の写真撮影が必要です。
写真の撮影方法は「6 工事前・工事後の写真の撮影方法」（7 ページ）をご確認ください。

4 住宅改良工事確認申請時の提出書類

リフォーム工事後に、次表の書類をJERCOに提出してください。「住宅改良工事確認申請書」はJERCOホームページからダウンロードできます。

提出書類	部数
グリーンリフォームローンに係る住宅改良工事確認申請書（第一面及び第二面）	1
グリーンリフォームローンに係る住宅改良工事確認申請書別紙 1 ～ 3（申請書第二面に記載された工事箇所すべての工事前、工事後の写真（※）が添付されているもの） ※以下の情報が記載された黒板等と一緒に撮影されていること 一戸建て等 : ①撮影日、②建物の所在地（地名地番又は住居表示） マンション : ①撮影日、②建物名、③住戸番号 * 写真の撮影方法は「6 工事前・工事後の写真の撮影方法」（7 ページ）をご確認ください。	1
注文書・注文請書の写し（工事請負契約書の写しでも可） ※工事請負契約書の場合、工事金額だけでなく、工事項目が確認できるものが必要です。 ※<u>実施したリフォーム工事の全て（外構工事なども含みます。）について、工事費を確認できる書類が必要です。</u>	1
以下の内容が確認できる納品書の写し等の納品されたことがわかる書類 ①納品元（販売店・流通事業者等）の記載があること ②納品先がリフォームした住宅と一致するか、納品先の事業者名の記載があること ③製品型番等の記載があり、基準に適合する製品（※）であることが確認できること ※「省エネリフォーム工事以外のその他のリフォーム工事」の場合を除く。 *「7 納品書等に関する注意事項」（12 ページ）をご確認ください。	1
工事の内容を確認するために必要な書類（設置する設備がわかる製品カタログ、補助金等の申請書類の写し等）（※） ※「省エネリフォーム工事以外のその他のリフォーム工事」の場合を除く。	1

（注）上表の書類以外にも審査上必要な書類や設計図書の提出をお願いすることがあります。

5 住宅改良工事確認申請書の記載例

グリーンリフォームローンに係る住宅改良工事確認申請書（第一面）

グリーンリフォームローンに係る住宅改良工事確認申請書				
(第一面)				
令和 〇 年 〇 月 〇 日				
団体名 一般社団法人日本住宅リフォーム産業協会 御中				
工事施工者名 株式会社〇〇工務店				
株式会社 〇〇工務店				
1. 独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準、手続及び申請者第一面の確認事項を了承するとともに、申請書第一面に記載された個人情報の取扱いについて同意の上、次のとおり住宅改良工事確認を申請します。				
2. 当申請書及び添付書類等に記載の事項は事実と相違ありません。工事内容に疑義が生じた場合				
【建物の所在地】 正確な情報を記入してください。 間違いがある場合、融資を受けられない場合があります。				
建物の所在地	地名地番	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地		
	住居表示	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地		
建物又は団地の名称 (マンションの場合)		住宅番号	号	
工事施工者	会社名	株式会社 〇〇工務店		
	電話番号	(〇〇)-(〇〇〇〇)-(〇〇〇〇)	担当者	〇〇
	メールアドレス	〇〇〇@〇〇〇		
建物の概要	戸建型式	■ 1. 木造 □ 3. 準耐火 □ 5. 耐火		
改良工事の内容	工事の種類	【建物又は団地の名称】【住宅番号】 一戸建ての場合は記入不要です。		
	工事の種類	エネルギー省エネ改修工事 () その他 ()		
連絡事項				
<申請者確認事項> 1 独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）のグリーンリフォームローンを受けるに際しては、機構の定める次の要件に該当する必要があることについて承知しており、これらの要件について「グリーンリフォームローンのご案内」により確認しています。 (1) 工事内容などについて、リフォーム事業者団体等の確認を受けること (2) グリーンリフォームローンに適用される技術的基準に適合していること 2 申請住宅についての住宅改良工事確認は、機構の定める確認方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、申請者に対して住宅の瑕疵がないことや住宅の性能を保证するものではないことを承知しています。				
<個人情報の取扱い> 1 個人情報を利用する業務の内容及び目的 リフォーム事業者団体等は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者（以下「お客さま」といいます。）から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。 (1) 業務内容 ア 工事の実施内容を調査し、機構のグリーンリフォームローンに適用される技術的基準に適合することを確認する業務（以下「住宅改良工事確認業務」といいます。） イ その他これらに付随する業務 (2) 利用目的 住宅改良工事確認の申請に際して取得した個人情報は、以下の目的で利用します。 ア リフォーム事業者団体等が行う住宅改良工事確認業務の実施のため イ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため ウ その他、お客さまとお取引を適切かつ円滑に履行するため 2 機構等への個人情報の提供 リフォーム事業者団体等は、個人情報の保護に関する法律第27条第1項各号に掲げる場合を除き、お客さまから提供を受けた個人情報を第三者に提供することはありません。 ただし、個人情報の保護に関する法令に基づくお客さまの同意を得た上で、下記に示すとおり利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を機構等に提供することがあります。				
個人情報の提供先		提供先の利用目的		提供する個人情報
機構		・住宅改良工事確認業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の徴収等 ・機構が行う融資対象となる住宅等の審査及びその他の事務 ・住宅ローンや住宅関連の情報提供 ・市場調査や分析・統計の実施 ・アンケートの実施等による住宅金融支援機構に関連する商品やサービスの研究・開発		グリーンリフォームローンに係る住宅改良工事申請書に記載されたお客様の属性等 (氏名、住所、電話番号等)、申請に係る住宅情報（所在地、構造、面積、仕様、調査の結果等）
機構と協定を締結し、住宅改良工事確認を行うリフォーム事業者団体等		・住宅改良工事確認業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の収集等		
※団体受付欄	※確認者名	※決裁者名	※整理簿等記録照合欄	※判定期 (工事内容確認日) 令和 〇 年 〇 月 〇 日
※備考欄				

2025年10月

グリーンリフォームローンに係る住宅改良工事確認申請書（第二面）

グリーンリフォームローンに係る住宅改良工事確認申請書			
(第二面)			
改良工事の内容		【開口部に関する工事】 実施する工事にチェックを入れ、カタログ等を元に製品名、熱貫流率、部材を記入してください。 施工箇所等には、全ての工事実施箇所を記入してください。	
ア 開口部に関する工事（省エネ基準（仕様基準）） ※一箇所以上			
	「製品名」、「建具とガラスの種類（窓）」 又は「枠と戸の種類（ドア）」	熱貫流率（W/m ² ・K）	施工箇所等
■ 窓の交換工事	〇〇窓	2.3	1階リビング、玄関
■ ドアの交換工事	〇〇ドア	2.3	
■ 開口部に付属部材、ひさし、軒等を設ける工事	設置する部材	ひさし	
イ 一定の要件を満たす省エネルギー設備等の設置工事			
設置する設備を選択してください			施工箇所等
■ ① 電気ヒートポンプ給湯機			東側外壁
☐ ② 潜熱回収型ガス給湯機			
☐ ③ 潜熱回収型石油給湯機			
☐ ④ ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機			
☐ ⑤ 太陽光発電設備			
☐ ⑥ 太陽熱利用設備			
☐ ⑦ 高断熱浴槽			
☐ ⑧ コージェネレーション設備			
【留意事項】 ・選択した部位以外については記載不要です。 ・国等の補助事業において使用されている型番により性能値を示す場合には、「施工箇所等」欄に当該型番を記入してください。 （国等の補助事業の例：こどもエコすまい支援事業等）			
その他の融資対象 リフォーム工事	☐ 居間 ☐ 寝室等 ☐ 台所 ☐ 食事室 ☒ 洗面・浴室 ☒ 便所 ☐ その他（ ）		
	工事の内容 ※その他の融資対象とする全てのリフォーム工事項目を記載してください。	LED照明設置	
【その他の融資対象リフォーム工事】 工事実施箇所を全て選択し、工事の内容を記入してください。			
2025年10月			

6 工事前・工事後の写真の撮影方法

写真は次の(1)及び(2)を満たしている必要があります。

- (1) 全ての写真が、「撮影日」及び「物件名[※]」を記載した黒板、画用紙等を、リフォーム工事実施箇所と一緒に撮影していること（電子黒板アプリで撮影し、撮影日・物件名が表示された写真も含まれます。）。
- (2) 工事前と工事後を、「同様の画角」「同様の構図」で撮影していること。

※ 一戸建て等の場合は「建物の所在地（地名地番又は住居表示）」を、マンションの場合は「マンション名及び住戸番号」を記載していること。

<写真の撮影方法>

建物の外観、リフォーム工事内容ごとの写真の撮影方法は以下のとおりです。

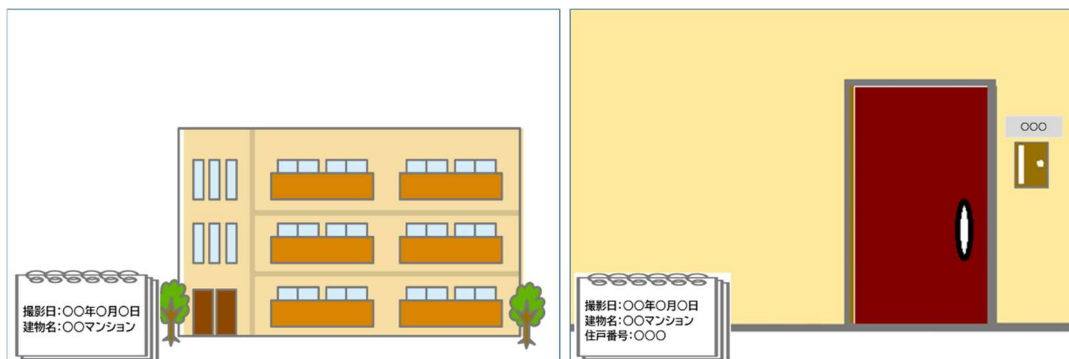
■ 建物の外観

- 前面道路等から建物の全景が確認できるよう撮影すること。
- マンションの場合は、住宅の外側から「玄関ドア」「部屋番号（表札があれば表札を含む。）」を確認できるように撮影すること。

（一戸建て等）

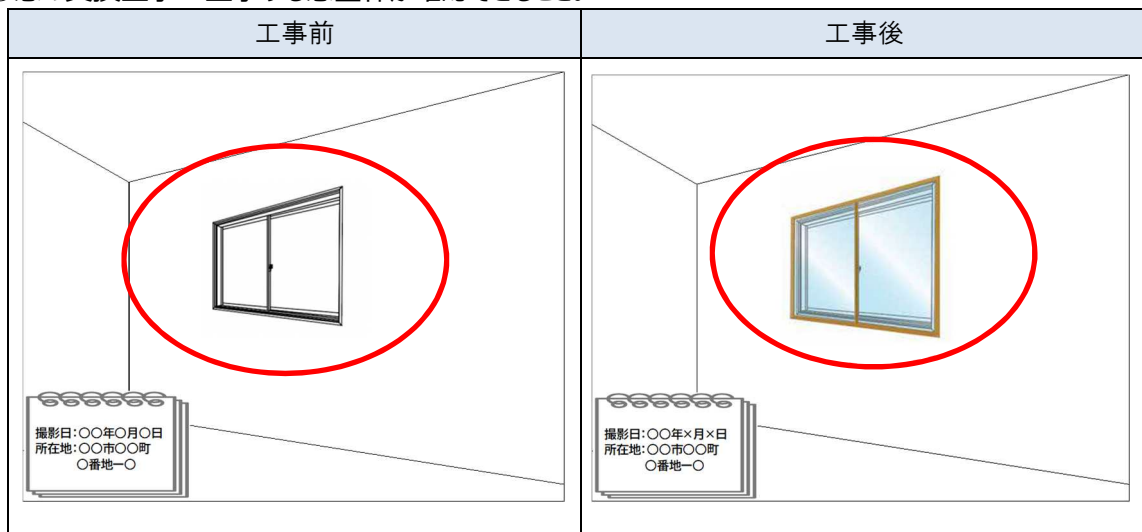


（マンション）建物全景・工事住戸

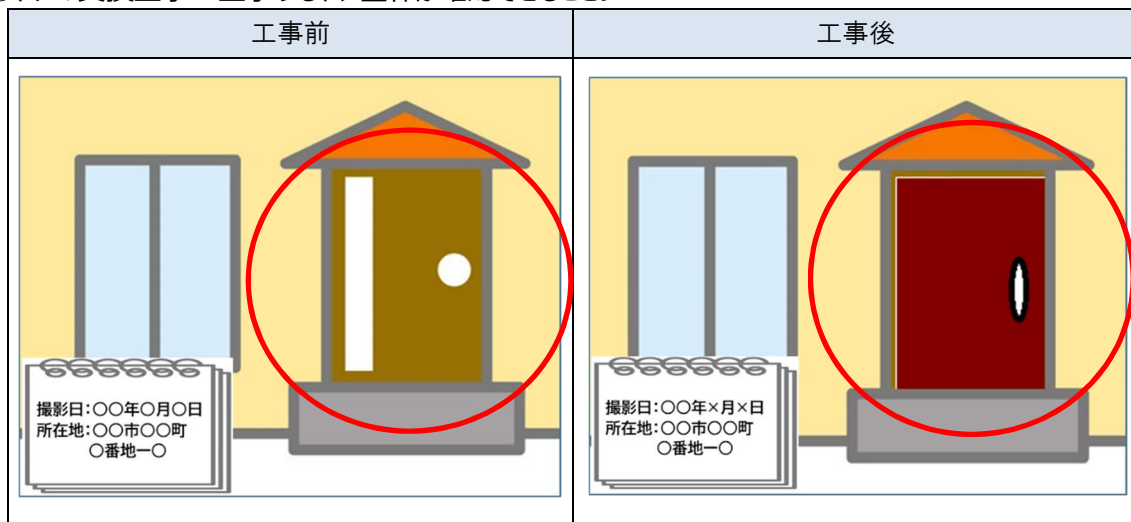


■開口部に関する工事

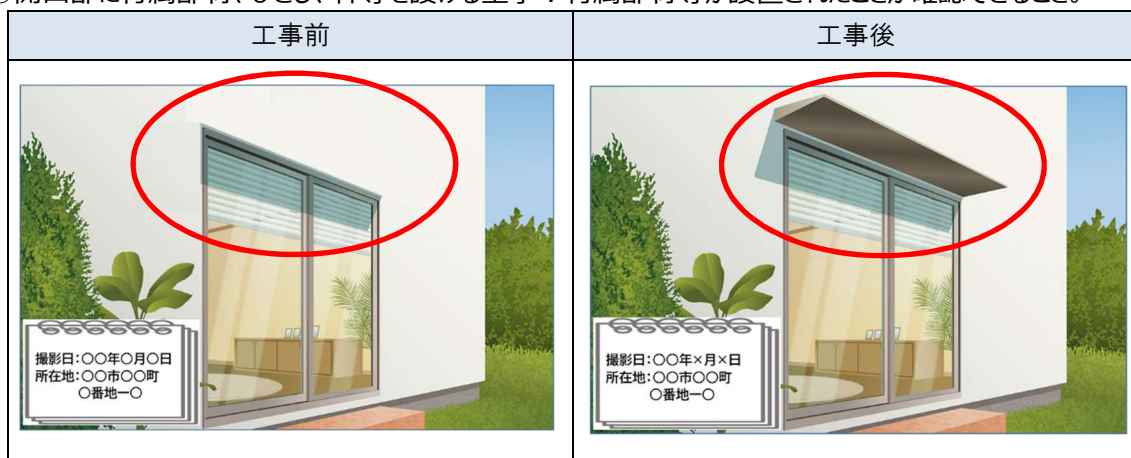
○窓の交換工事：工事する窓全体が確認できること。



○ドアの交換工事：工事するドア全体が確認できること。



○開口部に付属部材、ひさし、軒等を設ける工事：付属部材等が設置されたことが確認できること。



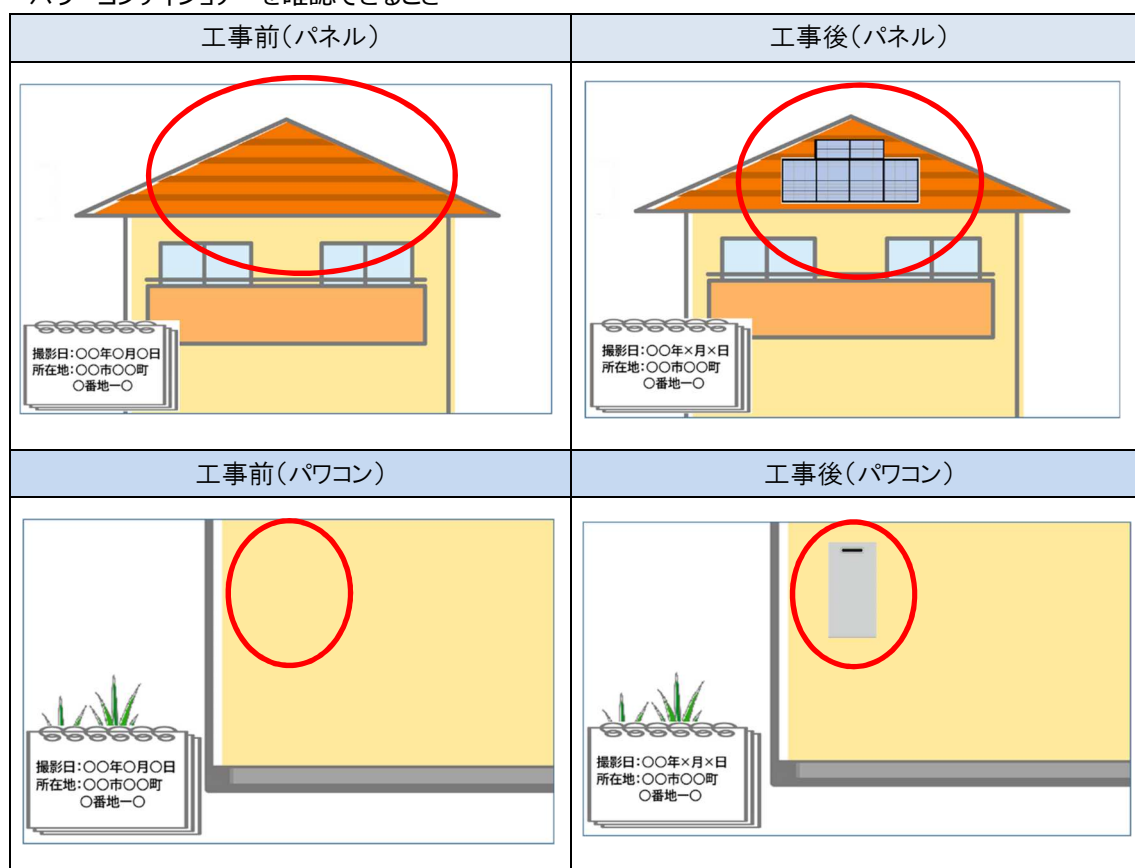
■ 一定の要件を満たす省エネルギー設備等の設置工事

○給湯機設置工事：設置全景と、給湯機名（エコジョーズ等）を確認できること



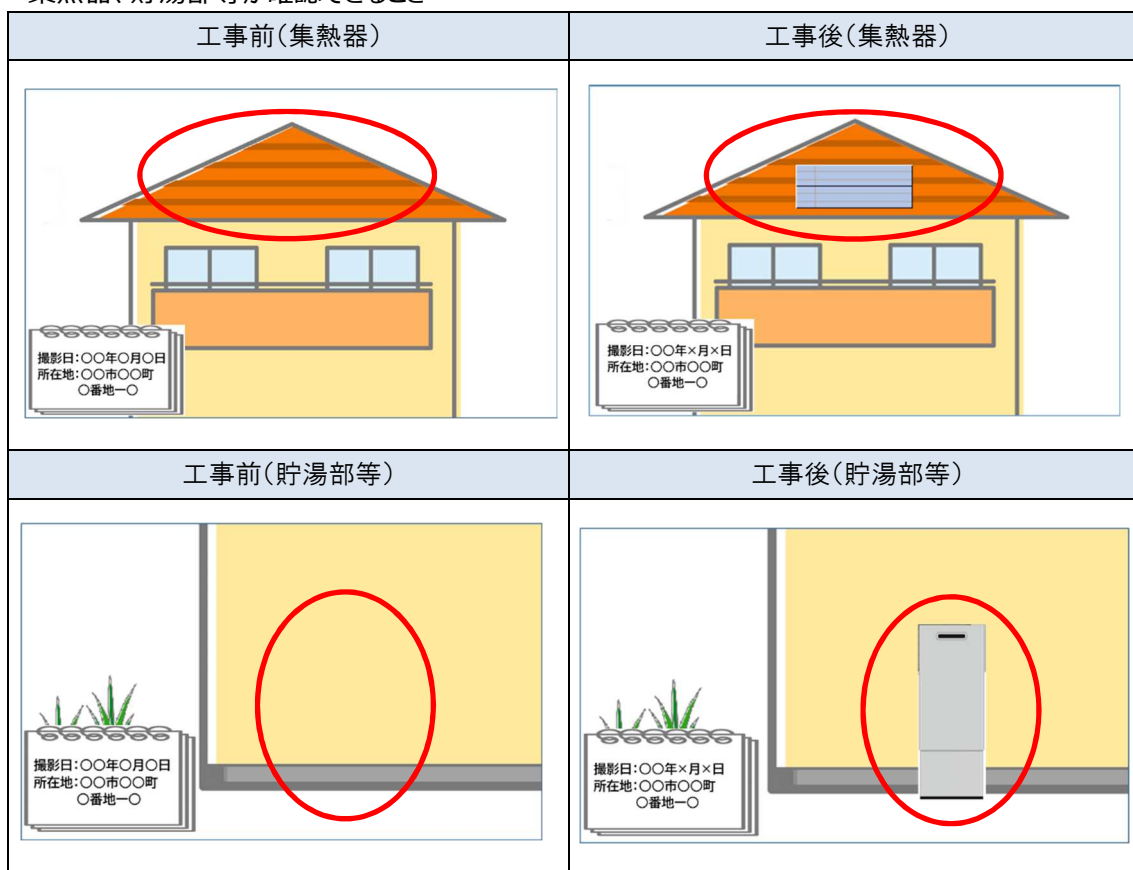
○太陽光発電設備設置工事：

- ・設置したパネルのすべての枚数を確認できること
- ・パネル設置面が複数の場合はすべての面を確認できること
- ・パワーコンディショナーを確認できること



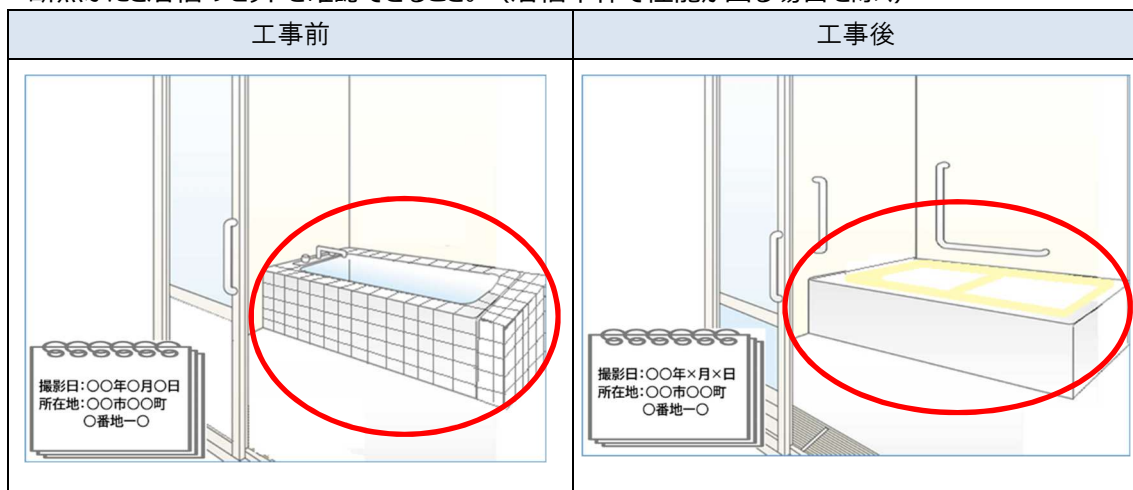
○太陽熱利用設備設置工事：

- ・集熱器、貯湯部等が確認できること



○高断熱浴槽設置工事：

- ・浴槽全体を確認出来ること。
- ・断熱ふたと浴槽のセットを確認できること。(浴槽単体で性能が出る場合を除く)

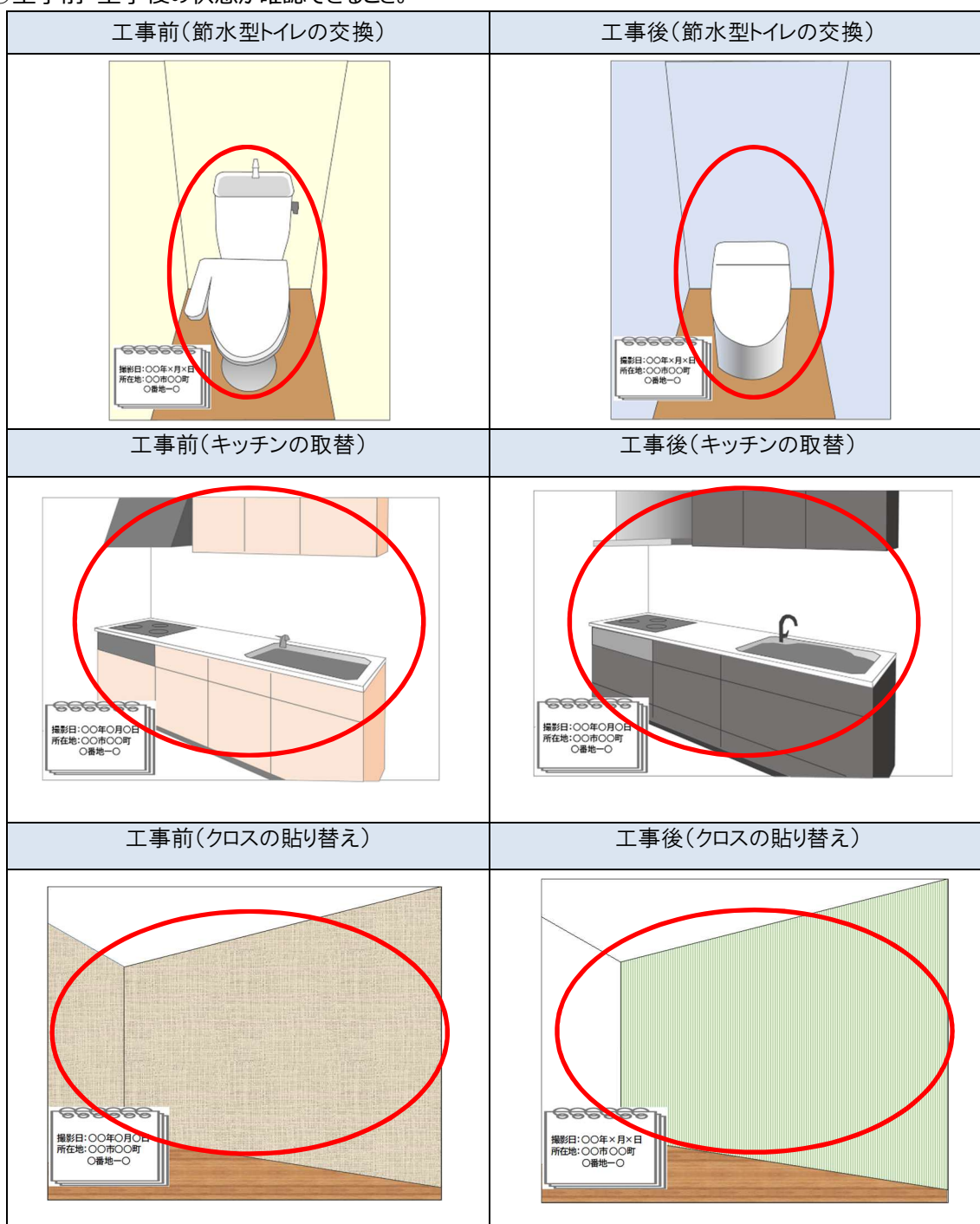


○コージェネレーション設備設置工事：設置全景と、設備名（エネファーム）を確認できること



■その他の融資対象リフォーム工事

○工事前・工事後の状態が確認できること。



7 納品書等に関する注意事項

納品書は次の①から④までを満たしている必要があります。

- ① 納品元（販売店・流通事業者等）の記載があること。
- ② 納品先がリフォームした住宅と一致するか、納品先の事業者名の記載があること。
- ③ 製品型番等の記載があり、カタログ等と一致していること。
- ④ 注文書・注文請書の内容と納品書等の内容が一致していること。

納品書

納品元: ○○
発行日: ○○年 ○月 ○日

② **株式会社○○工務店** 様

① 〇〇〇株式会社
住所: 〇〇〇〇市〇〇〇〇
〇〇〇〇市〇〇〇〇番地
電話: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
メール: 〇〇〇〇@〇〇〇

件名: **給湯機設置について**
下記のとおり納品いたします。

② 納品場所: **〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地**

合計金額: **〇〇〇,〇〇〇 円**

品名	数量	型番	金額
ガス給湯機(エコジョーズ)	1	〇〇-〇〇	〇〇〇,〇〇〇 円
小計			〇〇〇,〇〇〇 円
消費税(10%)			〇〇,〇〇〇 円
合計			〇〇〇,〇〇〇 円

② 設置先住所: **〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇様邸**

注文書

株式会社○○工務店 御中 注文日: ○○年 ○月 ○日

本書面をもって住宅リフォーム工事を注文します。
なお、請負者から請書の提出をもって契約が成立するものとします。

② 1. 工事名称: **〇〇様邸 〇〇工事**

2. 工事場所: **〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地**

3. 工事期間: ○○年 ○月 ○日 より ○○年 ○月 ○日 まで

4. 請負金額: **金 〇〇〇,〇〇〇 円(税込)**

5. 内訳

工事項目	摘要(仕様)	単価	数量	金額
給湯機交換工事				
給湯機撤去費用	既存給湯機撤去	— 式	〇〇,〇〇〇	
給湯機	エコジョーズ	— 式	〇〇〇,〇〇〇	
工事価格(税別)				〇〇〇,〇〇〇
取引に係る消費税等				〇〇,〇〇〇
合計(税込)				〇〇〇,〇〇〇

6. 支払方法

支払方法	年 月 日	金 額	円(税込)
契約金	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	金 〇〇〇,〇〇〇	円(税込)
残金	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	金 〇〇〇,〇〇〇	円(税込)

注文者 **〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地**
氏名 **〇〇 〇〇** 印
住所 **〇〇 〇〇** 印
氏名 **〇〇 〇〇** 印

注文請書

〇〇 〇〇 様 〇〇年 ○月 ○日

本書面のとおり、住宅リフォーム工事をお願いいたします。
なお、本書面の提出をもって契約が成立するものとします。

② 1. 工事名称: **〇〇様邸 〇〇工事**

2. 工事場所: **〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地**

3. 工事期間: ○○年 ○月 ○日 より ○○年 ○月 ○日 まで

4. 請負金額: **金 〇〇〇,〇〇〇 円(税込)**

5. 内訳

工事項目	摘要(仕様)	単価	数量	金額
給湯機交換工事				
給湯機撤去費用	既存給湯機撤去	— 式	〇〇,〇〇〇	
給湯機	エコジョーズ	— 式	〇〇〇,〇〇〇	
工事価格(税別)				〇〇〇,〇〇〇
取引に係る消費税等				〇〇,〇〇〇
合計(税込)				〇〇〇,〇〇〇

6. 支払方法

支払方法	年 月 日	金 額	円(税込)
契約金	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	金 〇〇〇,〇〇〇	円(税込)
残金	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日	金 〇〇〇,〇〇〇	円(税込)

請負者 **〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地**
名称 **株式会社○○工務店** 印
代表者 **代表取締役社長 〇〇 〇〇** 印 担当者 **〇〇 〇〇**
電話番号 **〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇** FAX番号 **〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇**
電子メールアドレス **〇〇〇@〇〇〇**

8 「グリーンリフォームローン対象住宅に関する確認書」受取後の手続

申請されたリフォーム工事について、JERCO が基準に適合していることを確認できた場合、以下の書類が交付されます。

(1) グリーンリフォームローン対象住宅に関する確認書

お客さま（融資利用者）に渡していただく書類です。

日付、申込金融機関名を記入し、申込人欄に自署の上、申込金融機関に提出するようお願いください。

(2) グリーンリフォームローン対象住宅に関する確認書（申請者控え）

申請者が保管する書類です。（書類左上に申請者（控え）と印字されています。）

グリーンリフォームローン対象住宅に関する確認書

確認日 令和 年 月 日

グリーンリフォームローン対象住宅に関する確認書

（金融機関名） _____ 御中

申込人（自署）（氏名） _____

連帯債務者または連帯保証人（自署）（氏名） _____

私（連帯債務者および連帯保証人を含みます。）は、グリーンリフォームローンの申込みを行った住宅について、次のとおりリフォーム事業者団体等により工事内容の確認を受け、融資対象となる工事を実施したことを確認しました。
なお、この申請に偽偽があった場合は、融資承認を取り消されても何ら差支ありません。

また、実施した工事内容に疑義が生じた場合は、合理的な理由がない限り、住宅金融支援機構が実施する調査に応じます。

工事内容確認欄	
工事内容確認日	令和 年 月 日
建物の所在地	マンション名 _____ 住宅番号 _____
工事施工者(会社名)	_____
建物の概要	戸建形式 ☐ 1階戸建て ☐ 2階戸建て ☐ 3階戸建て ☐ 4階戸建て ☐ 5階戸建て ☐ 6階戸建て ☐ 7階戸建て ☐ 8階戸建て ☐ 9階戸建て ☐ 10階戸建て
改良工事の内容	工務の _____ ☐ エネルギー消費性能向上工事 ☐ 1グリーンリフォームローン ☐ 2改修工事 ☐ 3修繕等工事

工事確認欄

団体名 _____ 印 _____

※ 申請住宅についての住宅改良工事確認は、機構の定める方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、融資申込者に対して住宅の質を担保することや住宅の性能を保証するものではありません。

2024年4月

お客さま（融資利用者）が、日付、申込金融機関名を記入し、申込人欄に自署の上、申込金融機関に提出します。

JERCO が記入・押印したものが交付されます。

<参考> 省エネ基準（仕様基準）について

住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成 28 年国土交通省告示第 266 号）の 1 で定める基準＜抜粋＞

開口部の断熱性能・日射遮蔽措置（(1)又は(2)のいずれかに適合することが必要）

(1) 開口部の断熱性能（熱貫流率の基準値）

開口部の熱貫流率が、地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であることとします。

＜開口部の熱貫流率の基準値＞

	地域の区分			
	1・2・3	4	5・6・7	8
熱貫流率の基準値(単位 W/(m ² ・K))	2.3	3.5	4.7	



開口部の断熱性能の適用範囲

窓の面積（当該窓が2以上の場合においては、その合計の面積）が単位住戸の床面積の2%以下となるものは断熱性能の基準を適用しないことができる。

地域の区分別の開口部の熱貫流率に合致する製品の例を、断熱建材協議会ホームページからご確認いただけます。

（断熱建材協議会）https://dankenkyou.com/energy_saving.html
 トップページ＞省エネ基準（仕様基準）断熱材・窓等 製品リスト



(2) 開口部の日射遮蔽措置（日射熱取得率、付属部材等の基準）

開口部の建具、付属部材及びひさし、軒等が、住宅の種類及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる事項に該当するものであることとします。

＜日射熱取得率、付属部材等の基準＞

住宅の種類	地域の区分	建具の種類若しくはその組合せ 又は付属部材、ひさし、軒等の設置に関する事項
一戸建て 住宅	1・2・3・4	
	5・6・7	次のイからハのいずれかに該当するもの イ 開口部の日射熱取得率が 0.59 以下であるもの ロ ガラスの日射熱取得率が 0.73 以下であるもの ハ 付属部材又はひさし、軒等を設けるもの
	8	次のイからハのいずれかに該当するもの イ 開口部の日射熱取得率が 0.53 以下であるもの ロ ガラスの日射熱取得率が 0.66 以下であるもの ハ 付属部材又はひさし、軒等を設けるもの

住宅の種類	地域の区分	建具の種類若しくはその組合せ 又は付属部材、ひさし、軒等の設置に関する事項
一戸建て 住宅以外	1・2・3・4 5・6・7	
	8	北±22.5 度以外の方位に設置された開口部が次のイからハのいずれかに該当するもの イ 開口部の日射熱取得率が 0.52 以下であるもの ロ ガラスの日射熱取得率が 0.65 以下であるもの ハ 付属部材又はひさし、軒等を設けるもの

※ 「開口部の日射熱取得率」は、JIS A 2103に定める計算方法又はJIS A 1493に定める測定方法によるものとする。

※ 「ガラスの日射熱取得率」は、JIS R 3106に定める測定方法によるものとする。



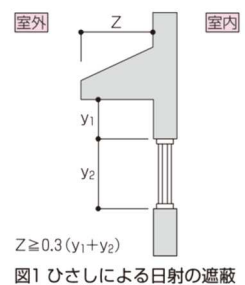
用語の定義

開口部：当該開口部の面積の大部分が透明材料であるものに限る。

付属部材：紙障子、外付けブラインドその他これらと同等以上の日射遮蔽性能を有し、開口部に建築的に取り付けられるもの。

外付けブラインド：開口部の直近室外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインド。

ひさし、軒等：オーバーハング型の日除けで、外壁からの出寸法がその下端から開口部下端までの高さの 0.3 倍以上のもの。



開口部の日射遮蔽措置の適用範囲

天窓以外の開口部で、当該開口部の面積（当該開口部が2以上の場合においては、その合計の面積）が単位住戸の床面積の4％以下となるものは日射遮蔽性能の基準を適用しないことができる。

参考 地域の区分

地域の区分	都道府県名	市町村
1	北海道	夕張市、士別市、名寄市、伊達市(旧大滝村に限る。)、留寿都村、喜茂別町、愛別町、上川町、美瑛町、南富良野町、占冠村、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町(旧歌登町に限る。)、津別町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、上士幌町、中札内村、更別村、幕別町(旧忠類村に限る。)、大樹町、豊頃町、足寄町、陸別町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、別海町、中標津町
	北海道	札幌市、小樽市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美瑛市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市(旧伊達市に限る。)、北広島市、石狩市、北斗市、当別町、新篠津村、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町(旧八雲町に限る。)、長万部町、今金町、せたな町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、東川町、上富良野町、中富良野町、和寒町、釧路町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、枝幸町(旧枝幸町に限る。)、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町、美幌町、斜里町、清里町、小清水町、湧別町、大空町、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、広尾町、幕別町(旧幕別町に限る。)、池田町、本別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、白糠町、標津町、羅臼町
2	青森県	平川市(旧碓ヶ関村に限る。)
	岩手県	八幡平市(旧安代町に限る。)、葛巻町、岩手町、西和賀町、九戸村
3	秋田県	小坂町
	福島県	檜枝岐村、南会津町(旧館岩村、旧伊南村、旧南郷村に限る。)
4	栃木県	日光市(旧栗山村に限る。)
	群馬県	嬬恋村、草津町、片品村
5	長野県	塩尻市(旧檜川村に限る。)、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、木祖村、木曽町(旧開田村に限る。)
	北海道	函館市、室蘭市、松前町、福島町、知内町、八雲町(旧熊石町に限る。)、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町
6	青森県	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市(旧尾上町、旧平賀町に限る。)、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
	岩手県	盛岡市、花巻市、久慈市、遠野市、二戸市、八幡平市(旧西根町、旧松尾村に限る。)、一関市(旧大東町、旧藤沢町、旧千厩町、旧東山町、旧室根村に限る。)、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町、住田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、洋野町、一戸町
7	宮城県	七ヶ宿町
	秋田県	能代市(旧二ツ井町に限る。)、横手市、大館市、湯沢市、鹿角市、大仙市、北秋田市、仙北市、上小阿仁村、藤里町、美郷町、羽後町、東成瀬村
8	山形県	新庄市、長井市、尾花沢市、南陽市、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、飯豊町
	福島県	二本松市(旧東和町に限る。)、下郷町、只見町、南会津町(旧田島町に限る。)、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、鮫川村、平田村、小野町、川内村、葛尾村、飯館村
9	栃木県	日光市(旧足尾町に限る。)
	群馬県	上野村、長野原町、高山村、川場村
10	石川県	白山市(旧白峰村に限る。)
	山梨県	北杜市(旧小淵沢町に限る。)、笛吹市(旧芦川村に限る。)、忍野村、山中湖村、鳴沢村、小菅村、丹波山村
11	長野県	上田市(旧真田町、旧武石村に限る。)、岡谷市、小諸市、大田市、茅野市、佐久市、小海町、佐久穂町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、平谷村、売木村、上松町、王滝村、木曽町(旧木曽福島町、旧日義村、旧三岳村に限る。)、麻績村、生坂村、朝日村、筑北村、白馬村、小谷村、高山村、山ノ内町、野沢温泉村、信濃町、小川村、飯綱町
	岐阜県	飛騨市、郡上市(旧高鷲村に限る。)、下呂市(旧小坂町、旧馬瀬村に限る。)、白川村
12	奈良県	野迫川村
	広島県	廿日市市(旧吉和村に限る。)
13	青森県	鯉ヶ沢町、深浦町
	岩手県	宮古市、大船渡市、北上市、一関市(旧一関市、旧花泉町、旧川崎村に限る。)、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、山田町
14	宮城県	石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷市、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町
	秋田県	秋田市、能代市(旧能代市に限る。)、男鹿市、由利本荘市、潟上市、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村
15	山形県	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市(旧八幡町、旧松山町、旧平田町に限る。)、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、山辺町、中山町、河北町、大蔵村、白鷹町、三川町、庄内町、遊佐町
	福島県	会津若松市、白河市、須賀川市、喜多方市、二本松市(旧二本松市、旧安達町、旧岩代町に限る。)、田村市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、西会津町、会津坂下町、湯川村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、石川町、玉川村、浅川町、古殿町、三春町
16	茨城県	城里町(旧七会村に限る。)、大子町
	栃木県	日光市(旧日光市、旧今市市、旧藤原町に限る。)、那須塩原市、塩谷町、那須町

地域の 区分	都道府県名	市町村
4	群馬県	高崎市(旧倉渚村に限る。)、桐生市(旧黒保根村に限る。)、沼田市、神流町、南牧村、中之条町、東吾妻町、昭和村、みなかみ町
	埼玉県	秩父市(旧大滝村に限る。)
	東京都	檜原村、奥多摩町
	新潟県	小千谷市、十日町市、村上市、魚沼市、南魚沼市、阿賀町、湯沢町、津南町、関川村
	石川県	白山市(旧河内村、旧吉野谷村、旧鳥越村、旧尾口村に限る。)
	福井県	池田町
	山梨県	甲府市(旧上九一色村に限る。)、富士吉田市、北杜市(旧明野村、旧須玉町、旧高根町、旧長坂町、旧大泉村、旧白州町に限る。)、甲州市(旧大和村に限る。)、道志村、西桂町、富士河口湖町
	長野県	長野市、松本市、上田市(旧上田市、旧丸子町に限る。)、諏訪市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、飯山市、塩尻市(旧塩尻市に限る。)、千曲市、東御市、安曇野市、青木村、下諏訪町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、根羽村、下條村、天龍村、泰阜村、豊丘村、大鹿村、南木曽町、大桑村、山形村、池田町、松川村、坂城町、小布施町、木島平村、栄村
	岐阜県	高山市、中津川市(旧長野県木曾郡山口村、旧坂下町、旧川上村、旧加子母村、旧付知町、旧福岡町、旧蛭川村に限る。)、本巣市(旧根尾村に限る。)、郡上市(旧八幡町、旧大和町、旧白鳥町、旧明宝村、旧和良村に限る。)、下呂市(旧萩原町、旧下呂町、旧金山町に限る。)、東白川村
	愛知県	豊田市(旧稲武町に限る。)、設楽町(旧津具村に限る。)、豊根村
	兵庫県	香美町(旧村岡町、旧美方町に限る。)
	奈良県	奈良市(旧都祁村に限る。)、五條市(旧大塔村に限る。)、曽爾村、御杖村、黒滝村、天川村、川上村
	和歌山県	高野町
	鳥取県	若桜町、日南町、日野町
	島根県	飯南町、吉賀町
	岡山県	津山市(旧阿波村に限る。)、真庭市(旧湯原町、旧美甘村、旧川上村、旧八束村、旧中和村に限る。)、新庄村、西粟倉村、吉備中央町
	広島県	庄原市(旧総領町、旧西城町、旧東城町、旧口和町、旧高野町、旧比和町に限る。)、安芸太田町、世羅町、神石高原町
	愛媛県	新居浜市(旧別子山村に限る。)、久万高原町
	高知県	いの町(旧本川村に限る。)、梶原町
5	宮城県	仙台市、多賀城市、山元町
	秋田県	にかほ市
	山形県	酒田市(旧酒田市に限る。)
	福島県	福島市、郡山市、いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町
	茨城県	水戸市、土浦市(旧新治村に限る。)、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町(旧常北町、旧桂村に限る。)、東海村、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町
	栃木県	宇都宮市、栃木市、鹿沼市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町、那珂川町
	群馬県	桐生市(旧新里村に限る。)、渋川市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、下仁田町、甘楽町、板倉町
	埼玉県	秩父市(旧秩父市、旧吉田町、旧荒川村に限る。)、飯能市、日高市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、寄居町
	千葉県	印西市、富里市、栄町、神崎町
	東京都	青梅市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町
	神奈川県	山北町、愛川町、清川村
	新潟県	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村
	富山県	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町
	石川県	七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市(旧美川町、旧鶴来町に限る。)、能美市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町
	福井県	大野市、勝山市、あわら市、坂井市、永平寺町、南越前町、若狭町
	山梨県	甲府市(旧中道町に限る。)、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市(旧武川村に限る。)、甲斐市、笛吹市(旧春日居町、旧石和町、旧御坂町、旧一宮町、旧八代町、旧境川村に限る。)、上野原市、甲州市(旧塩山市、旧勝沼町に限る。)、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、富士川町
	長野県	飯田市、喬木村
	岐阜県	大垣市(旧上石津町に限る。)、中津川市(旧中津川市に限る。)、美濃市、瑞浪市、恵那市、郡上市(旧美並村に限る。)、土岐市、関ヶ原町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町
	静岡県	御殿場市、小山町、川根本町
	愛知県	設楽町(旧設楽町に限る。)、東栄町
	三重県	津市(旧美杉村に限る。)、名張市、いなべ市(旧北勢町、旧藤原町に限る。)、伊賀市
	滋賀県	大津市、彦根市、長浜市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
	京都府	福知山市、綾部市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、与謝野町
	大阪府	豊能町、能勢町
	兵庫県	豊岡市、西脇市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、加東市、猪名川町、多可町、市川町、神河町、上郡町、佐用町、新温泉町(旧温泉町に限る。)
	奈良県	生駒市、宇陀市、山添村、平群町、吉野町、大淀町、下市町、十津川村、下北山村、上北山村、東吉野村

地域の 区分	都道府県名	市町村
5	和歌山県	田辺市(旧龍神村に限る。)、かつらぎ町(旧花園村に限る。)、日高川町(旧美山村に限る。)
	鳥取県	倉吉市、智頭町、八頭町、三朝町、南部町、江府町
	島根県	益田市(旧美都町、旧匹見町に限る。)、雲南市、奥出雲町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町
	岡山県	津山市(旧津山市、旧加茂町、旧勝北町、旧久米町に限る。)、高梁市、新見市、備前市、真庭市(旧北房町、旧勝山町、旧落合町、旧久世町に限る。)、美作市、和気町、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町
	広島県	府中市、三次市、庄原市(旧庄原市に限る。)、東広島市、廿日市市(旧佐伯町に限る。)、安芸高田市、熊野町、北広島町
	山口県	下関市(旧豊田町に限る。)、萩市(旧むつみ村、旧福栄村に限る。)、美祢市
	徳島県	三好市、上勝町
	愛媛県	大洲市(旧肱川町、旧河辺村に限る。)、内子町(旧小田町に限る。)
	高知県	本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町(旧吾北村に限る。)、仁淀川町
	福岡県	東峰村
	熊本県	八代市(旧泉村に限る。)、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、山都町、水上村、五木村
	大分県	佐伯市(旧宇目町に限る。)、由布市(旧湯布院町に限る。)、九重町、玖珠町
	宮崎県	椎葉村、五ヶ瀬町
6	茨城県	日立市、土浦市(旧新治村を除く。)、古河市、龍ヶ崎市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、神栖市
	栃木県	足利市、佐野市
	群馬県	前橋市、高崎市(旧倉渕村を除く。)、桐生市(旧桐生市に限る。)、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、玉村町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
	埼玉県	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、上里町、宮代町、松伏町
	千葉県	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、白井市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
	東京都	東京 23 区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、西東京市
	神奈川県	横浜市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
	石川県	金沢市、白山市(旧松任市に限る。)、小松市、野々市市
	福井県	福井市、敦賀市、小浜市、鯖江市、越前市、越前町、美浜町、高浜町、おおい町
	山梨県	甲府市(旧甲府市に限る。)、南部町、昭和町
	岐阜県	岐阜市、大垣市(旧大垣市、旧墨俣町に限る。)、多治見市、関市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市(旧本巣町、旧真正町、旧糸貫町に限る。)、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町
	静岡県	浜松市、熱海市、三島市、富士宮市、島田市、掛川市、袋井市、裾野市、湖西市、伊豆市、菊川市、伊豆の国市、西伊豆町、函南町、長泉町、森町
	愛知県	名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市(旧稲武町を除く。)、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町
	三重県	津市(旧津市、旧久居市、旧河芸町、旧芸濃町、旧美里村、旧安濃町、旧香良洲町、旧一志町、旧白山町に限る。)、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、いなべ市(旧員弁町、旧大安町に限る。)、志摩市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町
	滋賀県	近江八幡市、草津市、守山市
	京都府	京都市、舞鶴市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、精華町、伊根町
	大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、忠岡町、熊取町、田尻町、太子町、河南町、千早赤阪村
	兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、南あわじ市、淡路市、たつの市、稲美町、播磨町、福崎町、太子町、香美町(旧村岡町、旧美方町を除く。)、新温泉町(旧浜坂町に限る。)
	奈良県	奈良市(旧都祁村を除く。)、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市(旧大塔村を除く。)、御所市、香芝市、葛城市、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町
	和歌山県	海南市、橋本市、有田市、田辺市(旧本宮町に限る。)、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町(旧花園村を除く。)、九度山町、湯浅町、広川町、有田川町、日高町、由良町、日高川町(旧川辺町、旧中津村に限る。)、上富田町、北山村
	鳥取県	鳥取市、米子市、境港市、岩美町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、伯耆町
	島根県	松江市、浜田市、出雲市、益田市(旧益田市に限る。)、大田市、安来市、江津市、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

地域の区分	都道府県名	市町村
6	岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
	広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、大竹市、廿日市市(旧佐伯町、旧吉和村を除く。)、江田島市、府中町、海田町、坂町、大崎上島町
	山口県	宇部市、山口市、萩市(旧萩市、旧川上村、旧田万川町、旧須佐町、旧旭村に限る。)、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町
	徳島県	徳島市、鳴門市、吉野川市、阿波市、美馬市、勝浦町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町
	香川県	全ての市町
	愛媛県	今治市、八幡浜市、西条市、大洲市(旧大洲市、旧長浜町に限る。)、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、砥部町、内子町(旧内子町、旧五十崎町に限る。)、伊方町、松野町、鬼北町
	高知県	香美市、馬路村、いの町(旧伊野町に限る。)、佐川町、越知町、日高村、津野町、四万十町、三原村、黒潮町
	福岡県	北九州市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、須恵町、久山町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
	佐賀県	全ての市町
	長崎県	佐世保市、松浦市、対馬市、雲仙市(旧小浜町に限る。)、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町
	熊本県	八代市(旧坂本村、旧東陽村に限る。)、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、合志市、美里町、玉東町、南関町、和水町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、相良村、山江村、球磨村、あさぎり町
	大分県	大分市(旧野津原町に限る。)、別府市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市(旧挾間町、旧庄内町に限る。)、国東市、姫島村、日出町
	宮崎県	小林市、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、美郷町、高千穂町、日之影町
	鹿児島県	伊佐市、湧水町
7	千葉県	館山市、勝浦市
	東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村
	神奈川県	横須賀市、藤沢市、三浦市
	静岡県	静岡市、沼津市、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、藤枝市、下田市、御前崎市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、清水町、吉田町
	愛知県	豊橋市
	三重県	熊野市、御浜町、紀宝町
	大阪府	岬町
	和歌山県	和歌山市、御坊市、田辺市(旧龍神村、旧本宮町を除く。)、新宮市、美浜町、印南町、みなべ町、白浜町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町
	山口県	下関市(旧豊田町を除く。)
	徳島県	小松島市、阿南市、美波町、海陽町
	愛媛県	松山市、宇和島市、新居浜市(旧新居浜市に限る。)、松前町、愛南町
	高知県	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、芸西村、中土佐町、大月町
	福岡県	福岡市、志免町、新宮町、粕屋町、芦屋町
	長崎県	長崎市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市(旧小浜町を除く。)、南島原市、長与町、時津町、小値賀町、新上五島町
	熊本県	熊本市、八代市(旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。)、水俣市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、長洲町、嘉島町、氷川町、芦北町、津奈木町、苓北町
	大分県	大分市(旧野津原町を除く。)、佐伯市(旧宇目町を除く。)
	宮崎県	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、日向市、串間市、西都市、三股町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町
	鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、始良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町
8	東京都	小笠原村
	鹿児島県	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町
	沖縄県	全ての市町村

注) この表に掲げる区域は、令和元年 5 月 1 日における行政区画によって表示されたものとする。
ただし、括弧内に記載する区域は、平成 13 年 8 月 1 日における旧行政区画によって表示されたものとする。

お問い合わせ先

住宅改良工事確認申請について

JERCO 本部事務局

03-5541-6050

受付時間9:00～17:00（定休日/土日祝）

グリーンリフォームローンの融資制度について

住宅金融支援機構カスタマーセンター

0120-0860-35（通話無料）

営業時間9:00～17:00（祝日、年末年始は休業）
ご利用いただけない場合は次の番号におかけください。

048-615-0420（通話料がかかります。）